

■内容要約

【第1節 労働日の限界】

- ・労働日は不変量でなく、可変量である。
- 労働日全体の長さは、剰余労働の長さとともに変動する。
- ・労働日は固定量でなく流動量であるが、それは或る限界の中で変動しうる。
- 最小限度は規定されえないが、最大限度はある。
- ・労働日の最大限度は二重に規定されている。
- 労働力の肉体的限界と精神的限界
- これらの限界はどちらも非常に弾力があり、大きな変動の余地がある。
- ・商品交換そのものの性質からは、労働日の限界は出てこない。
- 労働日をできるだけ延長しようとする労働力の買手である資本家の権利と、労働日を一定の正常な長さに制限しようとする労働力の売手である労働者の権利との衝突。
- 力がことを決定する。労働日の限界をめぐる闘争。

【第2節 剰余労働への渴望 工場主とボヤール】

- ・資本が剰余労働を發明したのではない。
- 社会の一部のものが生産手段を独占している場合には、労働者は必要労働時間に余分な労働を付け加えて、生産手段の所有者のために生活手段を生産しなければならない。
- ・生産物の交換価値でなく使用価値の方が重きをなす場合には、剰余労働は或る範囲によって制限されている。
- 剰余労働に対する無制限な欲望は生産そのものの性格からは生じない。
- ・剰余労働は夫役において一つの独立な感覚的に知覚できる形態をもっている。
- 賃労働の場合は剰余労働と必要労働は融合しているのに対して、夫役の場合は必要労働と剰余労働とは空間的に分離されている。
- 資本家の場合は剰余労働への渴望は労働日の無際限な延長への衝動に現れ、ボヤールの場合には夫役日の直接的追求に現れる。
- ・「レグルマン・オルガニク」（ドナウ諸侯国の夫役の法典）は剰余労働に対する渴望の積極的な表現だったのに対し、イギリスの工場法は同じ渴望の消極的な表現である。
- 後者は、資本家と地主との支配する国家の側からの、労働日の強制的制限。

【第3節 搾取の法的制限のないイギリスの諸産業部門】

- ・陶器製造業、マッチ製造業、壁紙工場、製パン業、鉄道労働者、婦人服製造女工、鍛冶工、の例が挙げられている。
- ・資本は自分が征服する労働過程の技術的な性格にはさしあたりは無関心である。
- 資本は労働過程をさしあたりは自分の前におりの形で取り入れる。

【第4節 昼間労働と夜間労働 交替制】

- ・同じ労働力が昼も夜も続けて搾取されるということは肉体的に不可能なので、昼間の労働力と夜間のそれとの交替が必要となる。
- ・生産過程のまる 24 時間にわたる継続は、名目労働日の限界を超えるための機会を与える。
- 公認の労働日を超えた法外な延長
- ・サンダソン兄弟商会の E.F.サンダソン
- 機械が遊んでいることの損失は、溶鉱炉を使用する場合には特別の損失の原因になる。
- 労働の昼夜交替では溶鉱炉が傷まない。時間の損失が生じない。

【第5節 標準労働日のための闘争 14世紀半ばから17世紀末までの労働日延長のための強制法】

- ・資本にとっての一労働日とは、24時間から、労働力がその役立ちを繰り返すために絶対に欠くことのできないわずかばかりの休息時間を引いたもの。
- 労働力の正常な維持が労働日の限界を決定するのではなく、逆に、労働力の一日の可能な限りの最大の支出が、労働者の休息時間の限界を決定する。
- 資本は労働力の寿命を問題にしない。
- ・ただの生産手段としての労働者に食物があてがわれるのは、ボイラーに石炭が、機械に油脂が加えられるようなものである。
- ・標準労働日の制定は、資本家と労働者との何世紀にもわたる闘争の結果である。
- この闘争の歴史は、相反する二つの流れを示している。
- 19世紀からのイギリスの工場立法と、それ以前の14-17世紀末までのイギリスの労働取締法。
- 前者は労働日の強制的な短縮、後者は強制的に延長。
- ・18世紀の大部分をつうじて、イギリスの資本は労働力の週価値を支払うことによって労働者のまる一週間をわがものにするには成功していなかった。

【第6節 標準労働日のための闘争

法律による労働時間の強制的制限 1833—1864年のイギリスの工場立法】

- ・18世紀最後の3分の1期における大工業の誕生以降は、労働日の延長の無際限な突進が起きた。
- イギリスで労働者階級の反抗が始まるも、1833年までの30年間は名目的な譲歩しか奪い取れなかった。
- ・1833年の工場法以来、近代産業にとって標準労働日が現れる。
- 1833—1864年までのイギリスの工場立法の歴史は資本の精神を特徴づけている。
- ・1833年の工場法
- 普通の工場労働日は5:30~20:30。13~18歳はこの間の12時間。9歳未満は例外を除いて禁止。9~13歳は一日8時間。各1日に1時間半の食事時間。
- 「リレー制度」による労働の能率化。9-13歳までの児童について、5:30~13:30までの一組、13:30~20:30までを別の一組に交代させる。
- ・1844年の追加工場法

- 18歳以上の婦人の労働時間が12時間に制限、夜間労働禁止。はじめて立法が成年者の労働を公的に取り締まった。
- 13歳未満の児童労働は一日6時間半に短縮。
 - ・労働の時限や限界や中休みを規制する規定は、議会的思案の産物ではなく、近代的生産様式の自然法則として、諸関係のなかからだんだん発展してきた。
- 定式化や公認は、長い期間にわたる階級闘争の結果であった。
- これらの結果は、成年男子工場労働者の労働日をも、児童や少年や婦人と同じ制限に従わせたということ。
 - ・1844—1847年には、12時間労働日が一般的におこなわれた。
 - ・1848年 10時間法
- 少年と婦人労働者に適用
 - ・工場法は、18歳以上の男子労働者の労働日を制限していない。

【第7節 標準労働日のための闘争 イギリスの工場立法が諸外国に起こした反応】

- ・近代的生産様式のこの最初の創造物である紡績業と織物業とで、まず最初に、限度も容赦もない労働日の延長への資本の衝動が満たされる。
- ・資本主義的生産のある程度の成熟段階では、個別的な労働者は無抵抗に屈服する。
- ・イギリスに起きたことは、おくれてフランスにも実現された。アメリカでも南北戦争後8時間労働日を要求する運動が広がった。

■論点

○工場法にみられるように、労働日の限界を規制し労働力を保全しようとする傾向は、より多くの剰余価値を取得しようとする資本の側から要請されえるものであるのか。

「商品交換そのものの性質からは、労働日の限界は、したがって剰余労働の限界も、出てこないのである。資本家は、労働日をできるだけ延長してできれば一労働日を二労働日にでもしようとするとき、買い手としての自分の権利を主張するのである。」(249)

「資本は、労働者の健康や寿命には、社会によって顧慮を強制されないかぎり、顧慮を払わないのである」(285-286)

⇒ これらの記述からは、個別資本的な観点からは労働日の限界を規制せずに、できる限り延長しようとする事が分かる。

「自由競争が資本主義的生産の内在的な諸法則を個々の資本家にたいしては外的な強制法則として作用させるのである」(286) 618

⇒ この一文には注114がついている。この注114では、「それだから、われわれは」「26の商社が」「国の強力的干渉」を請願しているのを見いだす」と述べられている。また上の一文の同様の記

述が(618)にある。引用すると、「競争は各個の資本家に資本主義的生産様式の内在的な諸法則を外的な強制法則として押しつける。競争は資本家に自分の資本を維持するために絶えずそれを拡大することを強制する」とある。これらから解釈するに、上の一文は、資本を維持・拡大しようとする個別資本家の労働日の延長への「動機」は、個別資本間の競争によって「強制」されるものとなる、「それだから」個別資本である「26の商社」は自ら競争から降りること不可能なのであって、そのため「国の強力的干渉」を要請した、と読める。つまり、個別資本の観点からは労働日の限界を規制することは不可能であることが述べられているものと考えられる。

・上記の記述に対して、

「イギリスの工場法は同じ渴望(剰余労働にたいする渴望:柴崎)の消極的な表現である。この法律は、国家の側からの、しかも資本家と大地主との支配する国家の側からの、労働日の強制的制限によって、労働力の無際限な搾取への資本の衝動を制御する。」(253)

⇒ ここでは、工場法は国家によって、とりわけ「資本家と大地主との支配する国家」によって要請されたものと考えられる。「消極的な表現」が指す意味は取りづらいが、それを、労働日の際限のない延長によってではなく、労働日のある範囲に制限することで労働力を保全し、継続的に剰余価値を資本家が取得することを可能にすることによって剰余労働に対する渴望を満たす、と考えるならば、「資本家」の側から労働日を規制しようとする要請があらわれるとも考えることができる。ただし、ここでいう「資本家」は個別的な資本家ではなく、国家を介すことによって自らを規制する社会的な総資本家とも呼ぶべき「資本家」であろう。であるならば、個別資本家の観点からは労働日の限度のない延長が希求されるが、個別資本家の総体からは逆に労働日を規制しようとする要請がある、とも考えられる。

○「資本家は労働力をその日価値で買った」(247)とあるように、どうやらここでは日雇い型の労働者が想定されているようだ。そのため一労働日の最大は24時間であろう。では、継続的な雇用を考えると、一労働日はどうなるのか。たとえば、工場労働者であれば、現場で実際に労働する時間が一日8時間であっても、その時間以外の家にいる時間も呼び出しがあれば工場に駆けつけなければならない。つまり、継続的雇用の場合、実際に工場で労働する時間以外の空き時間は「待機労働」というべき労働時間になっているとも考えられる。携帯電話の普及によって現代ではこの側面はより強く現れているだろう。であるならば、たとえば30日間の継続雇用であれば、 $30 \times 24 = 720$ 時間が労働日であると考えるてよいのか。

○ 248 - 資本家と労働者の関係 (注原)

柴崎 労働日と労働力 (西尾)
 <立場> 分性

○ 315-16. 中心-軸線 - 同世流弊

○ 労働日の短縮が課題だ、とか? 4
 小節

{ 労働日短縮 ~ 労働力削減
 { 賃金と労働日 (注原)
 120 ~ 100 x 5 (注原)

< 主体性 >

< スキル >

< 組織化 >